

第百十六回
国会

参議院選挙制度に関する特別委員会会議録第二号

平成元年十一月九日(木曜日)

午後二時開会

委員の異動

十月十九日

辞任
山中 郁子君

補欠選任
橋本 敦君

十一月九日

辞任
笹野 貞子君

補欠選任
池田 治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

前田 勲男君

二木 秀夫君

松浦 功君

山岡 賢次君

上野 雄文君

久保 亘君

猪熊 重二君

委員

梶原 清君

片山虎之助君

久世 公麿君

田沢 智治君

田中 正巳君

藤田 雄山君

村上 正邦君

粕谷 照美君

栗村 和夫君

福岡 知之君

淵上 貞雄君

細谷 昭雄君

橋本 敦君

池田 治君

衆議院議員

公職選挙法改正
に関する調査特
別委員長

左藤 恵君

国務大臣

自治 大臣

渡部 恒三君

政府委員

警察庁刑事局長

中門 弘君

自治省行政局長

浅野大三郎君

事務局側

常任委員会専門
員

竹村 晟君

○委員長(前田勲男君) 本日の会議に付した案件

○選挙制度に関する調査 (第十五回参議院議員通常選挙の執行状況等に
関する件)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提
出)

○委員長(前田勲男君) ただいまから選挙制度に
関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたしま
す。

去る十月十九日、山中郁子君が委員を辞任さ
れ、その補欠として橋本敦君が選任されました。
また、本日、笹野貞子君が委員を辞任され、そ
の補欠として池田治君が選任されました。

○委員長(前田勲男君) 選挙制度に関する調査を
議題とし、七月に行われました第十五回参議院議
員通常選挙の執行状況並びに選挙違反取り締まり
状況につきまして、報告を聴取いたします。渡部

自治大臣。 〇国務大臣(渡部恒三君) この機会に、第十五回
参議院議員通常選挙の結果の概要について御報告
を申し上げます。

御承知のとおり今回の選挙は、七月九日に任期
が満了となる参議院議員の通常選挙でありまし
て、選挙すべき議員の数は、比例代表選挙五十人、
選挙区選挙七十六人、合計百二十六人でありまし
た。

選挙当日の有権者数は約八千九百八十九万人
で、前回の通常選挙に比べ約三百四十六万人増加
しております。

次に、投票の状況について申し上げます。
七月二十三日の投票日の天候は、一部の地域で
曇りのほか、全国的に晴れの好天に恵まれました。
投票率は六五・〇％でありまして、これは衆
参同日選挙となりました前回に比べ六・三％下回
りましたが、通常選挙が単独で行われた前回に
比べますと八％高くなっております。

次に、立候補の状況について申し上げます。

比例代表選挙については、候補者名簿を届け出
た政党は四十政党であり、前回に比べ十三政党増
加しており、その届け出名簿に登録された候補者
の数は三百八十五人で、前回に比べ百四十二人の
増、競争率は七・七倍でありました。選挙区選挙
につきましては、候補者数は二百八十五人で、前
回に比べ二十二人の増、競争率は平均三・八倍で
ありました。

次に、当選人の状況について申し上げます。

党派別に申し上げますと、日本社会党は比例代
表選挙で二十人、選挙区選挙で二十六人、合計四
十六人。自由民主党は比例代表選挙で十五人、選
挙区選挙で二十一人、合計三十六人。連合の会は
選挙区選挙で十一人。公明党は比例代表選挙で六
人、選挙区選挙で四人、合計十人。日本共産党は

比例代表選挙で四人、選挙区選挙で一人、合計五
人。民社党は比例代表選挙で二人、選挙区選挙で
一人、合計三人。税金党は比例代表選挙で一人、
選挙区選挙で一人、合計二人。第二院クラブ及び
スポーツ平和党は比例代表選挙でそれぞれ一人。
諸派・無所属は選挙区選挙で十一人となっております。

なお、婦人の当選人は二十二人で、前回は十二
人上回り、これまでの最高となりました。

次に、比例代表選挙の全有効投票に対する党派
別得票率は、日本社会党三五・一％、自由民主党
二七・三％、公明党一〇・九％、日本共産党七・
〇％、民社党四・九％、税金党二・一％、第二院
クラブ二・二％、スポーツ平和党一・八％、諸派
八・八％となっております。

また、選挙区選挙の党派別得票率は、日本社会
党二六・四％、自由民主党三〇・七％、連合の会
六・八％、公明党五・一％、日本共産党八・八％、
民社党三・六％、税金党一・六％、諸派・無所属
一七・〇％となっております。

最後に、選挙違反の状況について申し上げます。

投票日後九十日目の十月二十一日現在の今次選
挙における検挙件数は四百九十七件、検挙人員は
一千三百八十五人となっておりますが、これを前
回と比較いたしますと、件数で二百二十四件(八
二・一％)、人員で六百六十一人(九一・三％)の
増加となっております。

以上をもちまして、過般の参議院議員通常選挙
の結果の御報告とさせていただきます。

○委員長(前田勲男君) 続きまして、中門警察庁
刑事局長。

○政府委員(中門弘君) 本年七月二十三日に行
われました第十五回参議院議員通常選挙におきま
す違反行為の取り締まり状況について御報告申し

上げます。

選挙期日後九十日現在で集計いたしました数字は、お手元に資料としてお配りしてあります表に示したとおりでございます。

検査状況は、総数で四百九十七件、千三百八十五人となっております。前回の選挙における同時期の検査二百七十三件、七百二十四人に比べますと、件数で二百二十四件、八二・一％の増加、人員で六百六十一人、九一・三％の増加となっております。

罪種別に申し上げますと、買収三百五十五件、千十三人、自由妨害三十三件、三十二人、戸別訪問五十八件、百三十一人、文書違反六十八件、百八十七人、その他二十三件、二十二件となっております。買収が検査事件のうち件数で六三・四％、人員で七三・一％と最も多くなっております。

また、警告状況を申し上げますと、総数で一万一千三百七十三件でございます。前回の一万四百四件と比べますと九百六十九件、九・三％の増加となっております。

なお、警告事案のほとんどは文書関係についてのものであります。総件数の九三・七％を占めております。

以上、簡単に申し上げますが、概略を御報告申し上げます。次でございますが、概略を御報告申し上げます。

○委員長(前田勲男君) 以上で報告の聴取は終わりました。

○委員長(前田勲男君) 次に、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長左藤恵君から趣旨説明を聴取いたします。左藤恵君。

○衆議院議員(左藤恵君) ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

近年、指定都市においては、人口の移動等に伴い、区の再編成が行われ、衆議院議員の二以上の

選挙区にわたって新たに区が設置されるという事態が生じております。

衆議院議員の選挙区は、指定都市については区の区域にその基礎を置いているため、このような場合にあっては、新たに設置された区の所属すべき選挙区を定めることとなりますが、指定都市の区については、市町村の合併の特例に関する法律に基づく特例措置のような規定がないため、選挙区が直ちに變更されることとなり、選挙人の候補者選択が困難になる等、種々の支障を来すおそれがあります。

本案は、以上のような実情にかんがみ、指定都市の区の新区に關し、衆議院議員の選挙区について、その急激な變更を緩和しようとするものでありまして、衆議院議員の二以上の選挙区にわたって新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域によることとしたしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとし、その他所要の規定を整備することとしたしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(前田勲男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

御発言もなければ、質疑はないものと認め、これより討論に入ります。

御意見もなければ、討論はないものと認め、これより採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時九分散会

十月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第一号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

5 この法律において「特定公職の候補者」とは、公職の候補者のうち衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る者をいう。

第四条第一項中「收受の下に」で、第八条の三に定める方法による運用に係る金銭(当該運用のために供与し又は交付した金銭に相当するものとす)の收受以外のものを加え、同条第五項中「交付の下に」で、第八条の三に定める方法による運用のためにする金銭の供与又は交付以外のものを加える。

第五条第二項を次のように改める。

2 この法律を適用するについては、政治資金パーティー(対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を政治団

体又は特定公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む)に關し支出することとされているものをいう。以下同じ。)の対価の支払は、政治活動に關する寄附とみなす。

第八条の次に次の二条を加える。

(政治資金パーティーの開催の制限等)

第八条の二 政治団体でない者は、政治資金パーティーを開催してはならない。

2 政治資金パーティーの開催者は、政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該開催者が開催する催物が政治資金パーティーである旨を書面により告知しなければならない。

3 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、自治省令で定める。

(政治団体の金銭及び公職の候補者の政治資金の運用)

第八条の三 政治団体はその有する金銭を、公職の候補者はその政治資金に係る金銭を、銀行その他の金融機関への預金又は貯金によるほか、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

一 国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)又は銀行、農林中央金庫若しくは商工組合中央金庫の発行する債券(次条において「国債証券等」という。)の取得

二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第九条第一項中「のすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。)並びに当該収入及び支出を削り、同項第一号中「収入については、次に」を「すべての収入及びこれに關する次に」に改め、同号イ中「個人が負担する」を削り、「件数」を「党費又は会費を負担した者の氏名及び住所(党費又は会費を負担した者が政治団体に

体又は特定公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む)に關し支出することとされているものをいう。以下同じ。)の対価の支払は、政治活動に關する寄附とみなす。

第八条の次に次の二条を加える。

(政治資金パーティーの開催の制限等)

第八条の二 政治団体でない者は、政治資金パーティーを開催してはならない。

2 政治資金パーティーの開催者は、政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該開催者が開催する催物が政治資金パーティーである旨を書面により告知しなければならない。

3 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、自治省令で定める。

(政治団体の金銭及び公職の候補者の政治資金の運用)

第八条の三 政治団体はその有する金銭を、公職の候補者はその政治資金に係る金銭を、銀行その他の金融機関への預金又は貯金によるほか、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

一 国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)又は銀行、農林中央金庫若しくは商工組合中央金庫の発行する債券(次条において「国債証券等」という。)の取得

二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第九条第一項中「のすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。)並びに当該収入及び支出を削り、同項第一号中「収入については、次に」を「すべての収入及びこれに關する次に」に改め、同号イ中「個人が負担する」を削り、「件数」を「党費又は会費を負担した者の氏名及び住所(党費又は会費を負担した者が政治団体に

体又は特定公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む)に關し支出することとされているものをいう。以下同じ。)の対価の支払は、政治活動に關する寄附とみなす。

第八条の次に次の二条を加える。

(政治資金パーティーの開催の制限等)

第八条の二 政治団体でない者は、政治資金パーティーを開催してはならない。

2 政治資金パーティーの開催者は、政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該開催者が開催する催物が政治資金パーティーである旨を書面により告知しなければならない。

3 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、自治省令で定める。

(政治団体の金銭及び公職の候補者の政治資金の運用)

第八条の三 政治団体はその有する金銭を、公職の候補者はその政治資金に係る金銭を、銀行その他の金融機関への預金又は貯金によるほか、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

一 国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)又は銀行、農林中央金庫若しくは商工組合中央金庫の発行する債券(次条において「国債証券等」という。)の取得

ある場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、第十二条において同じ。並びに当該党費又は会費の「に改め、同号ロ中、住所及び職業」を「及び住所」に、「団体」を「政治団体」に、「第十九条の七」を「第十九条の八」に改め、同号ハ中、住所及び職業を「及び住所」に、「第十九条の七」を「第十九条の八」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、政治資金パーティーごとに、当該政治資金パーティーについて、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額

第九条第一項第二号中「支出については、」を「すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と思思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。)並びに」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前条に定める方法による金銭の運用に関する次に掲げる事項

イ 国債証券等取得したときは、その種類及び銘柄並びに取得の価額及び年月日

ロ 国債証券等を譲渡し又はこれらの償還を受けたときは、当該国債証券等の種類及び銘柄並びに譲渡の価額及び年月日又は償還を受けた価額及び年月日

ハ 金銭信託をしたときは、受託者の名称並びに信託した金銭の額、信託の設定年月日及び期間

ニ 金銭信託が終了したときは、受託者の名称並びに委託者に帰属した金銭の額及び信託の終了年月日

第十条第二項中、「住所及び職業」を「及び住所」に改める。

第十一条第一項中「五万円」を「三万円」に改め、「第十九条の六を除き、」を削り、同条第二項中「五万円」を「三万円」に改める。

第十二条第一項中、その年におけるすべての

収入及び支出について、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項を「に」に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」に改め、同項第一号中「収入については、次に」を「すべての収入についてその総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に」に改め、同号イを次のように改める。

イ 同一の者が負担する党費又は会費で、その金額の合計額が、政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間十万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間五万円を超えるものについては、その党費又は会費を負担した者の氏名及び住所並びに当該党費又は会費の金額及び納入年月日

第十二条第一項第一号ロ及びハ中「一万円」を「十万円」に、「五万円」を「五万円」に、「住所及び職業」を「及び住所」に改め、同号ヘ中「二」を「ホ」に、「ホ」を「ハ」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、政治資金パーティーごとに、当該政治資金パーティーについて、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額

第十二条第二項第二号中「支出については、」を「すべての支出についてその総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに」に、「五万円」を「三万円」に改め、「限る」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

三 十二月三十一日において有する次に掲げる資産について、当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

イ 土地 所在及び面積並びに取得の価額及び年月日

ロ 建物 所在及び床面積並びに取得の価額及び年月日

ハ 取得の価額又は取得時における時価に見積もった金額のいずれかが百万円を超える動産品目及び数量並びに取得の価額及び年

月日
ニ 有価証券(手形及び小切手を除く。)種類、銘柄及び数量並びに取得の価額及び年月日
ホ 出資による権利 出資先並びに出資の金額及び年月日
ヘ 貸付先ごとの残高が百万円を超える貸付金 貸付先及び貸付残高
ト 差入れの金額が一件百万円を超える入金 差入れ並びに差入れの金額及び年月日
チ 取得の価額又は取得時における時価に見積もった金額のいずれかが百万円を超えるゴルフ場その他の施設の利用権 種類、対象となる施設の名称並びに取得の価額及び年月日

第十二条第二項中「同項第二号の下に」支出のうち人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の「を加え、」領収書等の写しを前条の領収書等の写しに改め、同条に次の一項を加える。

4 政治団体が第三条第一項各号又は第五条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては、第六条の二第二項前段の規定による届出がされた日。以下この条において政治団体となつた日という。)前に取得した第一項第三号に掲げる資産に係る同号の規定の適用については、同号イからニまでの規定及び同号チ中「取得の価額及び年月日」とあるのは、「取得の価額(取得の価額が明らかでない場合は取得時における時価に見積もった金額、取得の価額及び年月日が明らかでない場合は当該政治団体となつた日における時価に見積もった金額)及び年月日(年月日が明らかでない場合は、その旨)」と、同号ハ及びチ中「取得の価額又は取得時における時価に見積もった金額のいずれか」とあるのは、「取得の価額又は取得時における時価に見積もった金額のいずれか(これらがいずれも明らかでない場合は、当該政治団体が政治団体となつた日における時価に見積もった金額)」

と、同号ホ及びト中「年月日」とあるのは「年月日(年月日が明らかでない場合は、その旨)」とする。

第十四条第一項中「明細書(第十条に規定する明細書をいう。第十九条の六を除き、以下同じ。及び」を「第十九条の明細書及び第十一条の」に改め、第十六条中「明細書及び」を「第十條の明細書及び」に改める。

第十七条第一項中「支出の下に」並びに資産を加え、同条第四項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第十九条第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者(以下この章において「特定公職の候補者」という。))を「特定公職の候補者」に改め、「うちから、」の下に「一の政治団体を」を加え、「政治団体を」を「政治団体として」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定される政治団体の名称には、当該指定をする特定公職の候補者の氏名が表示されていなければならない。

第十九条の二第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十九条の三の見出しを「(指定団体に対する寄附)」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第一項中「その者が特定公職の候補者である間に受けた政治活動に関する寄附(金銭その他政令で定める財産上の利益(以下この章において「金銭等」という。))による政治活動に関する寄附に限るものとし、選挙運動に関するものを除く。以下この章において「特定公職の候補者に対する寄附」という。に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該指定団体に取り扱わせるため当該指定団体に寄附するときは」を「第一項の規定により

指定団体に金銭等を寄附するときは、併せて「に改め、」をした者ことに、その指定団体に寄附する金銭等を削り、同項第一号中「住所及び職業を」と「及び住所」に、「年月日」を「金額及び年月日」に改め、同項第二号中「住所及び職業を」と「及び住所」に、「寄附を」を「寄附の金額、これを」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

指定団体の届出をした者は、その者が特定公職の候補者である間に政治活動に関する寄附（金銭その他政令で定める財産上の利益以下この章において「金銭等」という。）による政治活動に関する寄附に限るものとし、選挙運動に関するものを除く。以下この条において同じ。）を受けたときは、当該寄附を受けた日から二十日以内に、当該寄附に係る金銭等に相当する金銭等を当該指定団体に取り扱わせるため当該指定団体に寄附しなければならぬ。ただし、政党又は当該指定団体から受けた寄附に係る金銭等については、この限りでない。

2 指定団体の届出をした者は、当該指定団体の届出をした際、その者が特定公職の候補者である間に受けた政治活動に関する寄附（以下この章において「特定公職の候補者に対する寄附」という。）に係る金銭等（以下この章において「寄附に係る金銭等」という。）で支出されていなくてもあるときは、当該指定団体の届出をした日から二十日以内に、これに相当する金銭等を当該指定団体に取り扱わせるため当該指定団体に寄附しなければならぬ。ただし、政党から受けた寄附に係る金銭等については、この限りでない。

4 指定団体の届出をした者が第十九条第四項の規定による指定を取り消した旨の届出をした場合において、第一項又は第二項の規定により寄附しなければならぬ金銭等で当該指定団体に寄附してないものがあるときは、当該指定を取り消した旨の届出がないものとみなし、当該

金銭等について前三項の規定を適用する。
第十九条の三の次に次の一条を加える。
（指定団体から受けた寄附）

第十九条の三の二 指定団体の届出をした者は、当該指定団体から受けた寄附に係る金銭等によりされた支出について、当該支出をした日から三十日以内に、文書で、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を、当該指定団体の会計責任者に通知しなければならぬ。

2 指定団体の届出をした者は、当該指定団体から受けた寄附に係る金銭等によりされた支出で一件三万円以上のものについて、当該支出に係る領収書等を徴し、当該支出をした日から三十日以内に、これを当該指定団体の会計責任者に送付しなければならぬ。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

3 指定団体の届出をした者が第十九条第四項の規定による指定を取り消した旨の届出をした場合において、当該指定団体から受けた寄附に係る金銭等で支出されていなくてもあるときは、当該指定を取り消した旨の届出がないものとみなして、当該金銭等によりされた支出について前二項の規定を適用する。

第十九条の四「中」が「前条第一項」を「が第十九条の三第一項」に改め、「以下同じ。」の下に「及び当該指定団体が当該指定団体の届出をした者に対してする寄附を加え、前条第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附をした者」との金額並びに同項及び同条第二項を「第十九条の三第三項の規定により通知された事項及び前条第一項」に改める。

第十九条の五の見出し中「記載を（記載等）」に改め、同条各号列記以外の部分中「含む」の下に「以下この条において同じ。」を、「寄附」の下に「及び当該指定団体が当該指定団体の届出をした者に対してする寄附」を加え、同条第一号中「百万円」を「五万円」に改め、「に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等の当該指定団体に対する寄附」及び

「当該指定団体に対する寄附の金額」を削り、「住所及び職業を」と「及び住所」に、「年月日」を「金額及び年月日」に改め、同条第二号中「百万円」を「五万円」に改め、「に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等の当該指定団体に対する寄附」及び「当該指定団体に対する寄附の金額」を削り、「住所及び職業を」と「及び住所」に、「寄附を」を「寄附の金額、これを」に改め、同条に次の一号を加える。

三 当該指定団体の届出をした者に対する寄附に係る金銭等によりされた支出については、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が三万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

第十九条の五に次の二項を加える。
2 前項の規定により記載された報告書については、第十二条第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十二条第二項中「同項第二号」とあるのは、同項第二号及び第十九条の五第一項第三号と、「前条」とあるのは、前条及び第十九条の三の二第二項とする。

3 指定団体の会計責任者は、第十九条の三第三項の通知に係る文書、第十九条の三の二第一項の通知に係る文書及び同条第二項の領収書等を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

第十九条の六の見出し中「特定公職の候補者」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者」に改め、同条第一項中「特定公職の候補者は」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者は」に、「特定公職の候補者に対する寄附（政党及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体から受けたものを除く。）に係る金銭等で、当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年において当該指定団体に寄附された金銭等以外のもの（以下この章において「保有金」という。）を「寄附に係る金銭等（政党から受けた寄附に係る金銭等を除く。以下この章において同じ。）に係る収入及び寄附に係る金銭等によりされた支出」に改め、同項第一号中「保有金に係る」及び「保有金に相当する金銭等に係る」を削り、「住所及び職業並びに当該寄附に係る金銭等のうち保有金に相当するもの（金額及び当該寄附の年月日並びにその寄附をした者のその年に占める当該特定公職の候補者に対する寄附の金額の合計額）」を「及び住所並びに当該寄附の金額及び年月日」に改め、同項第二号中「保有金に係る」を

く）に係る金銭等で、当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年において当該指定団体に寄附された金銭等以外のもの（以下この章において「保有金」という。）を「寄附に係る金銭等（政党から受けた寄附に係る金銭等を除く。以下この章において同じ。）に係る収入及び寄附に係る金銭等によりされた支出」に改め、同項第一号中「保有金に係る」及び「保有金に相当する金銭等に係る」を削り、「住所及び職業並びに当該寄附に係る金銭等のうち保有金に相当するもの（金額及び当該寄附の年月日並びにその寄附をした者のその年に占める当該特定公職の候補者に対する寄附の金額の合計額）」を「及び住所並びに当該寄附の金額及び年月日」に改め、同項第二号中「保有金に係る」を

第十九条の七の見出し中「特定公職の候補者」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「特定公職の候補者は」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者は」に、「保有金」を「寄附に係る金銭等」に改め、同項第一号中「保有金に係る」を削り、「百万円」を「五万円」に改め、「に係る金銭等の全部又は一部に相当する保有金に係る収入」を削り、「住所及び職業並びに当該寄附に係る金銭等のうち保有金に相当するもの（金額及び当該寄附の年月日並びにその寄附をした者のその年に占める当該特定公職の候補者に対する寄附の金額の合計額）」を「及び住所並びに当該寄附の金額及び年月日」に改め、同項第二号中「保有金に係る」を

「第二十二條第四項」に改め、同条第三号中「第二十二條の三第六項」を「第二十二條第五項、第二十二條の四第二項」に改め、同条第四号中「第二十二條の六第一項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の六第一項」に改める。

第二十六條の三を次のように改める。

第二十六條の三 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

二 第二十二條の八第一項の規定に違反して当該公務員以外の者がする政治活動に関する害附に關与した者

三 第三十二條の八第二項の規定に違反して同條第一項各号に掲げる国又は地方公共団体の公務員に対し同項の規定により当該公務員がしてはならない行為をすることを求めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

附則

附
則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する経過措置)

第二条 改正後の政治資金規正法以下「新法」という。第五条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開催される政治資金パーティーの対価の支払で施行日以後にされるものについて適用する。

（政治団体の金銭及び公職の候補者の政治資金の運用に関する経過措置）

第三条 新法第八条の三の規定は、施行日以後に運用に供される政治団体の有する金銭及び公職の候補者の政治資金に係る金銭の運用について適用する。

(會計帳簿の記載等に関する経過措置)
 第四条 新法第九条第一項第一号ニに係る同項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日以後におけるものについて適用する。
 (報告書の提出等に関する経過措置)
 第五条 新法第十二条第一項(新法第十七条第一

項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。、第十九条の五及び第十九条の七第一項(同条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。の)の規定は、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二条第一項及び第十九条の七第一項の規定による報告書並びに施行日以後に新法第十七条第一項及び第十九条の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における、当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)(第十二条第一項)及び第十九条の七第一項の規定による報告書並びに施行日前に旧法第十七条第一項及び第十九条の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新法第十二条第一項第一号ロ及びハに係る同項の規定、新法第十九条の五第一項第一号及び第二号に係る同項の規定並びに新法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る同項の規定は、あつせんに係る寄附については、施行日以後に集められる寄附について適用し、施行日前に集められた寄附については、なお従前の例による。

3 第一項の場合において、新法第十二条第一項第一号ニに係る同項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日以後におけるものについて適用する。

第六条 政治団体が施行日前に取得した新法第十二条第一項第三号に掲げる資産に係る同号の規定

二条第一項第三号に掲げる資産に係る同号の規

定の適用については、同号イからニまでの規定及び同号チ中「取得の価額及び年月日」とあるのは「取得の価額（取得の価額が明らかでない場合は取得時における時価に見積もつた金額、取得の価額及び年月日が明らかでない場合は政治資金規正法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）の施行の日における時価に見積もつた金額）及び年月日（年月日が明らかでない場合は、その旨）」と、同号ハ及びチ中「取得の価額又は取得時における時価に見積もつた金額のいづれか」とあるのは「取得の価額又は取得時における時価に見積もつた金額のいづれか（これらがいずれも明らかでない場合は、政治資金規正法の一部を改正する法律の施行の日における時価に見積もつた金額）」と、同号ホ及びト中「年月日」とあるのは「年月日（年月日が明らかでない場合は、その旨）」とする。

(指定団体の届出等に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際、特定公職の候補者が一の政治団体について旧法第十九条第二項の規定による指定団体の届出をしている場合には、施行日において、当該政治団体（その名称に於て当該特定公職の候補者の氏名が表示されているものに限る。）について新法第十九条第三項の規定による指定団体の届出があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際、旧法第十九条第二項の規定により届出がされている指定団体については、前項に定めるものを除き、施行日において、新法第十九条第四項の規定による指定を取り消した旨の届出があつたものとみなす。ただし、新法第十九条の三第四項及び第十九条の三の二第三項の規定は、適用しない。

関する寄附並びに公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に關してされる寄附については、同条の規定を準用する。

2 前項の場合において、その準用する新法第二十二條の第二項の規定による政治活動に関する寄附の限度額は、同項の規定による当該限度額の二分の一に相当する額とし、新法第二十六條中「第二十二條の第二項」とあり、又は「第二十二條の第二第三項」とあるのは、これらの規定を前項において準用する場合を含むものとする。

(罰則に関する経過措置)

第九條 施行日前にした行為並びに附則第五条の規定により従前の例によることとされる旧法第十二條第一項及び第十九條の七第一項の規定による報告書並びに旧法第十七條第一項及び第十九條の七第二項の規定による報告書の提出に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)
 第十条 政治資金規正法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第五条を次のように改める。

第五条 删除

十月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案
(衆第二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治資金規正法の一部を改正する法律
政治資金規正法昭和二十三年法律第百九十四
号の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 寄附に関する制限」を「第五章 第五章

寄附に関する制限
の二監督義務」に改める。

第一 条中「並びに政治団体」を「政治団体」に改め、「規定」の下に「並びに法人その他の団体による政治活動に関する寄附の禁止」を加える。

第三 条に次の一項を加える。

5 この法律において「特定公職の候補者」とは、公職の候補者のうち衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る者をいう。

第四 条に次の一項を加える。

6 この法律において「政治資金集めパーティー」とは、政治資金を得ることを主たる目的とする催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を政治団体又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出することとされているものをいう。

第五 条第一項第二号中「第六 条の二第二項前段」を「第六 条の三第二項前段」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律の規定を適用するについては、政治資金集めパーティーの対価の支払は、政治活動に関する寄附とみなす。

第一章中第五 条の次に次の一項を加える。

（投機的取引の禁止）

第五 条の二 政治団体及び公職の候補者は、その政治資金を投機的取引のために支出してはならない。

第六 条第一項中「前条第一項各号」を「第五 条第一項各号」に、「次条第二項前段」を「第六 条の三第二項前段」に改める。

第六 条の二を第六 条の三とし、第六 条の次に次の一項を加える。

第六 条の三 次の各号に掲げる政治団体（政党及び政治資金団体を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の規定による届出に併せて

（同項の規定による届出をした後に次の各号に掲げる政治団体に該当することとなつた政治団体にあつては、当該政治団体に該当することとなつた日から七日以内に）、当該政治団体に該当する旨並びに当該各号に掲げる特定公職の候補者の氏名、住所、生年月日及び公職の種類を同項の規定の例により届け出なければならない。

一 第三 条第一項第一号又は第三号イの政治団体のうち特定公職の候補者が主幹し、又はその主要な構成員が特定公職の候補者であるもの
二 当該主幹する特定公職の候補者又は構成員である特定公職の候補者

二 第三 条第一項第一号又は第三号イの政治団体のうち組織的かつ継続的に特定の特定公職の候補者を推薦し又は支持するもの（当該推薦し又は支持することにつき当該特定公職の候補者の同意を得たものに限り。） 当該同意を得た特定公職の候補者

三 第三 条第一項第二号又は第三号ロの政治団体のうち特定の特定公職の候補者を推薦し又は支持するもの（当該推薦し又は支持することにつき当該特定公職の候補者の同意を得たものに限り。） 当該同意を得た特定公職の候補者

四 第五 条第一項第一号の政治団体 当該主幹する特定公職の候補者又は構成員である特定公職の候補者

2 政治団体は、前項の規定による届出をする場合には、当該特定公職の候補者が同項各号に掲げる者である旨を証する書面その他の政令で定める文書（第七 条において「証明書等」という。）を提出しなければならない。

第七 条中「同じ。」の下に「又は第六 条の二第二項」を、「同条第一項」の下に「又は第六 条の二第二項」を加え、「同条第二項」を「第六 条第二項」に改め、「含む。」の下に「又は第六 条の二第二項」を、「網領等」の下に「又は証明書等」を加える。

第七 条の二第一項中、第六 条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、その届出を「都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、第六 条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出に改め、「その旨を」の下に、「第六 条の二第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る特定公職の候補者の氏名及び公職の種類を」を加え、同条第三項中「第六 条の二第二項後段」を「第六 条の三第二項後段」に改める。

第九 条第一項第一号ロ中「団体」を「政治団体」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 次に掲げる資産の譲渡に係る収入については、その支払をした者の氏名及び住所（支払をした者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十二 条において同じ。）、当該収入の金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

(1) 土地 所在及び面積
(2) 建物 所在及び床面積
(3) 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。以下この条及び第十二 条において同じ。） 種類、銘柄及び数量
(4) 動産（譲渡に係る収入の金額が百万円以上のものに限る。第十二 条第一項第一号において同じ。） 品目及び数量

第九 条第一項第二号を次のように改める。
二 支出については、次に掲げる事項
イ 次に掲げる資産の取得に係る支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。以下第十九 条の七までにおいて同じ。）、当該支出の金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

(1) 土地 所在及び面積
(2) 建物 所在及び床面積
(3) 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。以下この条及び第十二 条において同じ。） 種類、銘柄及び数量
(4) 動産（譲渡に係る収入の金額が百万円以上のものに限る。第十二 条第一項第一号において同じ。） 品目及び数量
イ 次に掲げる資産の取得に係る支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。以下第十九 条の七までにおいて同じ。）、当該支出の金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

(2) 建物 所在及び床面積
(3) 有価証券 種類、銘柄及び数量
(4) 動産（取得に係る支出の金額が百万円以上のものに限る。第十二 条第一項第二号において同じ。） 品目及び数量
ロ その他の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

第十一 条第一項中「一件五万円以上のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日」を「次の各号に掲げる支出について、当該各号に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第九 条第一項第二号イ(1)から(4)までに掲げる資産の取得に係る支出 支出の目的、金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ同号イ(1)から(4)までに掲げる事項

二 その他の支出で一件五万円以上のもの 支出の目的、金額及び年月日

第十一 条第二項中「一件五万円以上の支出をした者は、領収書等」を「支出をした者は、前項の規定により領収書等を徴したときは、当該領収書等」に改める。

第十二 条第一項第一号ロ及びハ中、「政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間一百万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間一百万円」を「年間一百万円」に改め、同号「ヘ」及び「ホ」を、「ホ及びヘ」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 次に掲げる資産の譲渡に係る収入については、その支払をした者の氏名及び住所、当該収入の金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

(1) 土地 所在及び面積
(2) 建物 所在及び床面積
(3) 有価証券 種類、銘柄及び数量
(4) 動産 品目及び数量

第十二 条第一項第二号を次のように改める。
二 支出については、人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の支出に

ついて、次に掲げる事項

イ 次に掲げる資産の取得に係る支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所、当該支出の金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じ次に掲げる事項

- (1) 土地 所在及び面積
- (2) 建物 所在及び床面積
- (3) 有価証券 種類、銘柄及び数量
- (4) 動産 品目及び数量

ロ その他の支出（一件当たりの金額、数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものであるときは、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

第十二条第二項中「並びに当該支出の目的、金額及び年月日」を「及び前条第一項各号に掲げる支出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項」に改める。

第十八条中「第六条の二」を「第六条の三」に改める。

第十九条第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（以下この章において「特定公職の候補者」という。）を「特定公職の候補者」に改め、「うちから、」の下に「一の政治団体を」を加え、「政治団体を」を「政治団体として」に改め、同条第二項中この章において「を」を削る。

第十九条の三第二項及び第十九条の五中「百万円」を「十万円」に改める。

第十九条の六第一項中「及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体を削り、」を「当該指定団体に取替わする」を「第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体に取替わする」に改め、同条第三項中「及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体を削る。」

第十九条の七第一項第一号及び第二号中「百万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「書面」との下に、「及び前条第一項各号に掲げる支出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項」とあるのは「並びに当該支出の目的、金額及び年月日」とを加える。

第十九条の八中「及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体を削り、」を「第十九条第二項」に改める。

第五章の章名の次に次の一条を加える。

（団体の寄附の禁止）

第二十一条の二 法人その他の団体（政治団体を除く。以下この条において同じ。）は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

3 何人も、第一項に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 個人によりされる政治活動に関する寄附は、各年中において、二十万円を超えないことができない。

2 前項の規定は、指定団体に對する寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の二第一項中「何人も」を「個人によりされる政治活動に関する寄附は」に、「超えて政治活動に関する寄附をしてはならない」を「超えることができない」に改め、同条第二項中「政治団体がする寄附」及び「個人が」を削る。

第二十二條の三及び第二十二條の四を削り、第二十二條の五を第二十二條の三とし、第二十二條の六を第二十二條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十二條の五 何人も、第十二條第一項若しくは第十七條第一項又は第十九條の七第一項若しくは

くは第二項に規定する報告書における第十二條第一項第一号若しくは第十九條の五第一号又は第十九條の七第一項第一号の事項の記載を免れる目的をもつて、各年中において、一の特定公職の候補者に係る第六條の二第一項各号に掲げる政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）及び当該特定公職の候補者のうち二以上の者に對して政治活動に関する寄附をしてはならない。

第二十二條の七を第二十二條の六とし、同条の次に次の一条及び一章を加える。

（政治資金集めパーティーである旨の告知）

第二十二條の七 政治資金集めパーティーの開催者は、政治資金集めパーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該開催者が開催する催物が政治資金集めパーティーである旨を書面により告知しなければならない。

2 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、自治省令で定める。

第五章の二 監督義務

（政治団体の代表者の監督義務）

第二十二條の八 公職の候補者である政治団体の代表者は、当該政治団体の役員又は構成員が当該役員又は構成員としてこの法律の規定に違反する行為を行わないように、当該役員又は構成員を監督しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治団体の代表者は、当該政治団体の会計責任者が報告書に関する規定に違反する行為を行わないように、当該会計責任者を監督しなければならない。

（公職の候補者の監督義務）

第二十二條の九 公職の候補者は、当該公職の候補者の政治活動のために雇用する者が当該公職の候補者の政治活動に関しこの法律の規定に違反する行為を行わないように、当該雇用する者を監督しなければならない。

2 指定団体を指定した特定公職の候補者は、当該指定団体の会計責任者が指定団体に對する寄

附に係る会計帳簿及び報告書に関する規定に違反する行為を行わないように、当該会計責任者を監督しなければならない。

第二十三條に次の二項を加える。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前条第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

4 第二十二條の九第二項に規定する会計責任者が第一項第一号（第十九條の四に係る部分に限る。）又は同項第七号（第十九條の五に係る部分に限る。）の違反行為をした場合において、第二十二條の九第二項に規定する特定公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該特定公職の候補者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十五條第二項を次のように改める。

第二十五條 第二項に規定する役員又は構成員が前項（第十七條に係る部分を除く。）の違反行為をした場合において、第二十二條の八第一項に規定する代表者が同項に規定する監督

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項（第十七條に係る部分を除く。）の違反行為をした場合において、第二十二條の八第一項に規定する代表者が同項に規定する監督

を怠つたときは、当該代表者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
第二十五条に次の三項を加える。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

4 第二十二條の九第二項に規定する会計責任者が第一項(第十九條の五に係る部分に限る。)の違反行為をした場合において、第二十二條の九第二項に規定する特定公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該特定公職の候補者は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

5 第二十二條の八第二項に規定する会計責任者が第一項(第十七條に係る部分を除く。)の違反行為をした場合において、第二十二條の八第二項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、一年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項の規定に違反して寄附をした者
二 第二十二條第三項又は第二十二條の二第三項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあっては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二條の五の規定に違反して寄附をした者(団体にあっては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

四 第二十二條の七第一項の規定に違反して告知を怠つた者(団体にあっては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項(第一号を除く。)の違反行為をし

た場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十六條の二第一号を次のように改める。
一 第二十一條の二第一項の規定に違反して寄附をした法人その他の団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者
第二十六條の二第二号中「第二十二條の三第五項」を「第二十一條の二第二項」に改め、同条第三号中「第二十二條の三第六項、第二十二條の五又は第二十二條の六第二項」を「第二十一條の二第三項、第二十二條の三又は第二十二條の四第二項」に改め、同条第四号中「第二十二條の六第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項(第一号を除く。)の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十六條の三「第二十二條の七第一項」を「第二十二條の六第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、三月以下

の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六條の四「第二十二條の七第二項」を「第二十二條の六第二項」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二十二條の八第一項に規定する役員又は構成員が前項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する代表者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該代表者は、五万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の九第一項に規定する雇用する者が第一項の違反行為をした場合において、同条第一項に規定する公職の候補者が同項に規定する監督を怠つたときは、当該公職の候補者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十七條第一項及び第二項中「第二十四條」を「第二十四條第一項」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

(政治資金集めパーティーの対価の支払に関する経過措置)
第二条 改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第五条第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開催される政治資金集めパーティーの対価の支払で施行日以後にされるものについて適用する。

(政治団体の関係特定公職の候補者の届出に関する経過措置)
第三条 改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第六条第一項の規定による届出をした政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)で施行日において新法第六条の二第一項各号に掲げ

る政治団体であるものに係る同項の規定の適用については、同項中「当該政治団体に該当することとなつた日から七日以内」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)の施行の日から二月以内」とする。

(会計帳簿の記載等に関する経過措置)
第四条 新法第九条第一項第一号に係る同項の規定は、施行日以後に譲渡される同号へ(1)から(4)までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に譲渡された同号へ(1)から(4)までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

2 新法第九条第一項第二号に係る同項の規定は、施行日以後に取得される同号へ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に取得された同号へ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

(領収書等に関する経過措置)
第五条 新法第九条第一項第二号(1)から(4)までに掲げる資産の取得に係る支出についての新法第十一条の規定は、施行日以後に取得される新法第九条第一項第二号(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前における支出及び施行日前に取得された同号へ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

(報告書の提出等に関する経過措置)
第六条 新法第十二條第一項(新法第十七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。)、第十九條の五及び第十九條の七第一項(同条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二條第

一項及び第十九条の七第一項の規定による報告書並びに施行日以後に新法第十七条第一項及び第十九条の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二条第一項及び第十九条の七第一項の規定による報告書並びに施行日前に旧法第十七条第一項及び第十九条の七第二項の規定によりこれらの項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新法第十二条第一項第一号ハに係る同項の規定、新法第十九条の五第二号に係る同条の規定及び新法第十九条の七第一項第二号に係る同項の規定は、施行日以後に集められる寄附に係る寄附のあつせんについて適用し、施行日前に集められた寄附に係る寄附のあつせんについては、なお従前の例による。

3 第一項の場合において、新法第十二条第一項第一号ヘに係る同項の規定は、施行日以後に譲渡される同号ヘ(1)から(4)までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に譲渡された同号ヘ(1)から(4)までに掲げる資産に係る収入で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

4 第一項の場合において、新法第十二条第一項第二号イに係る同項の規定は、施行日以後に取得される同号イ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に取得された同号イ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

5 新法第十二条第一項第二号イ(1)から(4)までに掲げる資産の取得に係る支出についての同条第二項の規定は、施行日以後に取得される同号イ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについて適用し、施行日前に取得された同号イ(1)から(4)までに掲げる資産に係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

係る支出で施行日以後におけるものについては、なお従前の例による。

(指定団体の届出等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際、旧法第十九条第二項の規定により特定公職の候補者が二以上の指定団体の届出をしている場合には、当該二以上の指定団体については、施行日において、新法第十九条第三項の規定による指定を取り消した旨の届出があつたものとみなす。

(指定団体に対する寄附に係る通知に関する経過措置)

第八条 寄附のあつせんに係る新法第十九条の三第二項の規定は、施行日以後に集められる寄附に係る寄附のあつせんについて適用し、施行日前に集められた寄附に係る寄附のあつせんについては、なお従前の例による。

(保有金に関する経過措置)

第九条 新法第十九条の六から第十九条の八までの規定は、旧法第十九条第二項の規定により特定公職の候補者が届け出た指定団体から当該特定公職の候補者が施行日前に受けた寄附に係る金銭等(旧法第十九条の三第一項に規定する金銭等をいう。)については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十条 施行日前にした行為及び附則第四条から第六条までの規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 政治資金規正法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「及び第二項を削り、〔第二十二條第四項〕を〔第二十二條第三項〕に改める。

附則第八条を次のように改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十五中「政治活動に関する寄附」の下に「同法第五条第三項の規定により政治活動に関する寄附とみなされるものを含み、」を加える。

十一月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「附則第十三項から第十六項まで」を「附則第十五項から第十八項まで」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第十九項を附則第二十一項とし、附則第十八項中「附則第十六項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市」に、「区の属する市」を「区の属する指定都市」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。

13 衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、第十三条、第二百六十九条、附則第七項及び別表第一の規定にかかわらず、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域による。

14 前項の場合において、当該区については、第

十八条第一項及び第二百六十九条の規定にかかわらず、選挙区の区域により当該区の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて設置され、この法律の施行の際現に公職選挙法第十三条第三項の規定による選挙区の所屬が定められていない地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区については、この法律による改正後の公職選挙法附則第十三項及び第十四項の規定を適用する。

十一月九日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は十一月八日)

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)